

桶川市胃内視鏡検診運営委員会設置要綱

(令和8年4月9日市長決裁)

(設置)

第1条 桶川市がん検診事業のうち、胃内視鏡検診（以下「検診」という。）を円滑に実施するため、桶川市胃内視鏡検診運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討し、その結果について市長に提案する。

- (1) 検診の実施に関すること。
- (2) 検診データの管理に関すること。
- (3) 検診の技術向上のための研修会に関すること。
- (4) 検診の実施医療機関に対する評価及び指導助言に関すること。
- (5) その他検診に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織し、桶川市が委嘱又は任命する。

- (1) 一般社団法人桶川北本伊奈地区医師会の推薦する者1名
- (2) 検診実施医療機関の長又は当該医療機関に所属する医師1名
- (3) 検診に関し識見を有する者1名
- (4) 市の職員2名

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の

委員をもって充て、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求めることができる。

3 会議は、委員長を含む委員の過半数をもって成立する。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償費)

第8条 委員が会議に出席したときは、報償費として1日につき6,700円を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、胃内視鏡検診主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。